

## 第4回 大阪府課税自主権活用研究会 開催結果概要

●日時：平成23年5月19日（木）9:30～11:30

●場所：大阪府新別館北館 5階 共用会議室1

●出席委員：

川勝健志 京都府立大学公共政策学部准教授  
酒井貴子 大阪府立大学経済学部准教授  
田中治 同志社大学法学部教授  
玉岡雅之 神戸大学大学院経済学研究科准教授  
林宏昭 関西大学経済学部教授・学部長

（五十音順）

●概要

（座長）

この間、大震災があり、復興財源の話をはじめ、国や地方の税財政が非常に大きい影響を受けることが予想される。そういう諸般の事情を踏まえ、このあたりで、本研究会についてのこれまでの議論を「中間とりまとめ」という形で整理させていただきたいと思うが、委員の皆様方に異存はないか。

（各委員了承）

それでは、次回に「中間取りまとめ案」について議論することとしたい。

本日の議論に移りたい。これまで、望ましい地方税制度のあり方や改革の方向性についての考え方という、かなり抽象的な議論と、もう一つは、大阪府が何をしていく必要があるか、何が可能かという議論をしてきた。今日は角度を変えて、もう少し具体的な議論をするために、税目別のありようと、これまでの大阪府での検討状況等について事務局から説明いただき、その後、委員の方々の意見を頂きたい。

（事務局）

資料に基づき説明

（委員）

この研究会では、いろいろな動きからは独立した形で、大阪府民にとって、中長期的に望ましい形は何かということを示唆できればいいと思っている。また、実際に導入するしないにかかわらず、こういうことを大阪から発信していくことの意味は大きいと思う。

税制を考えるときには、大阪府の将来像をどう描くかということに依存し、税制はそれと整合的でなければならないと思う。例えば、大阪府が将来、自動車をとにかく抑制していくということを明確に打ち出すのであれば、それは自動車税増税の根拠となり得る。また、それと併せて、公共交通機関を充実させるなどの代替手段を講じれば、影響は大きくなるので、トータルで見ることが必要。

福祉の労働環境を整え雇用を生み出すという話が出たが、これが、ある種の産業構造の転換を想定しているのであれば、それを後押しするような政策税制については、明確な根拠があると思う。

18年度のワーキングでの検討項目に関しても、再度検討してもいいのではないか。温暖化対策などは5年前とくらべ、さらに強く訴えられているので、全国的、あるいは世界的に取り組まないといけない問題ではあるが、地方から始めていくことに問題はないと思う。

（委員）

行政改革ということで、今まで様々なものを削ってきている。また、最近では減税をしている自治体があるが、当面税金は安くなるが、続けられればいずれ福祉の切り捨てになると思われる。どこかで、福祉は維持するべきで、維持するためには今の税構造では負担が足りないということを、言っていないといけな

いと思う。

また、ただ単にお金を配るのではなく、他所から持ってきてサービスを提供しないと、例えば福祉の分野で働く人の賃金を上げるために、地域内の人だけで負担し合って、地域内の仕事を増やしても、産業活性化にはつながらない。

(委員)

80年代、90年代に、いわゆる「新自由主義」が言われて、緊縮財政、福祉の抑制が進み、それが現在まで進行する中で、格差というより、生活が切り縮められて、より下層に陥っている人が増えていると思う。もちろん、国レベルで議論すべき問題でもあるが、それに対応するために、最低限のもの、広い意味での人権を守ることは行政の役割で、行政にしかできないことであるならば、そのための費用をみんなで負担しようということは、十分に理解され得ることだと私は思う。この間の一貫した切り縮めの中で、今どういう状況が生じているのか、それに大阪府はどこまで対応すべきなのか、どこまでできるのかという議論は、一つの方向性だと考える。

(委員)

「格差社会だから税金を上げるのはよくない」という話があるが、住民税を0.1%上げるといったときに対象となるのは課税最低限以上の人。格差社会というと一部の金持ちとその他という印象を与えがちだが、平均的な人たちは、格差社会で(所得が)低い方でない。こういうことを示すことができれば、インパクトがあるのではないか。

(委員)

所得階層別に、費目別にどれくらいサービスを受けているかを合計し、それに対して支払っている税金の総額はこれくらいというのを出すことができれば、受益の方が負担よりも多いという結果が出ると思うので、例えば税率を0.1%上げるとは正当化できるのではないか。

(委員)

住民税を上げた場合の住民の府外移住の懸念については、すでに実施している他県の例が参考になるのではないか。

(委員)

増税の理由を説明し、みんなで支えていこうということを丁寧に説明していけば、納得してくれる人も増えると思う。それでも出ていく人は、それはそれでやむを得ないのではないか。どんな施策にも賛否両論は常にあるので、もちろん住民流出ということも視野に入れなければならないが、明確な方向性を作って、それで何を達成しようとしているのかをうまく提示できるかどうか、あるいは「無理だ」と思う人に理解してもらえるか、結局そういうことになると思う。

(委員)

施設の使用料が他県よりも安いとか、アクセスが他の地域よりもいいとか、そういうことがあれば、それを維持するために増税というのは理解されると思う。今ある赤字も、その時々、全国平均より先進的なことに取り組んできた結果の積み重ねであるかもしれない。サービスが悪いのに税金が高くなると、それは出ていくインセンティブになる。国基準を上回っているサービスがあるということが、ある程度目に見えないと、「増税により公務員の給料が下がらずに済むだけではないのか」と言われてしまう。逆に説明がつけば、増税案を出すことも可能だと思う。

また、比例税率で0.1%増やすのは、定率減税の時は金持ち優遇と言われていたことからすると、お金のある人に多く負担いただくということでもあると思う。

(委員)

使い道で説明すると納得していただきやすいという要素はあるが、使途と負担を直結させるのがいいかどうかということは、研究者により評価が分かれる。古典的な考え方では、それを結びつけずに、公共団体が担うべき仕事を決め、そのための費用を負担能力がある人が負担するという税制を作っていくという手順が極めてオーソドックスだと思う。

受益と負担を結びつけることの意味合いを絶えず注意して使わないといけない。例えば、「不動産取得者に利益がないと不動産取得税の超過課税をできない」ということにはならないと思う。「直接自分に利益がない者の増税は認めない」というのがルールになると、ものすごく窮屈になる。

(委員)

予算原則における「目的非拘束」というのがあり、予算すべてを調達する税制がいいというようなことが昔の教科書には書いてあった。

(委員)

大阪市は昼夜間人口差が大きく、市民税を納めていない人もサービスを受けているので、それは法人に対する課税を重くする根拠となり得る。

(委員)

こういった受益と負担をめぐる論争というのは何十年も前から変わっていないと思う。税というのは基本的には個別報償原理でなく一般報償原理に基づくので、一致させる必要はないというのはあるが、一方、説明のしやすさというのは重要だと思う。

受益と負担を一致させるという前提で議論すると、行政サービスによる便益が負担を上回っているということであれば、それに見合った負担をするというのは、増税というより負担の適正化と考えるのが正しい理解ではないか。だから、ある個別施策に標準的な水準を超えて野心的に取り組んでいくという場合の負担とは、話を区別しないとイケない。施策実施によりどれくらいの便益が生まれるかということをご概算でも示すことができれば、非常に重要な根拠となると思う。

(委員)

受益の方を、府民向け、法人向けというように分けて出すことができれば、全体の所得の中でどれくらい税負担しているかの数字と比べることができ、受益と負担の大小がはっきりする。

(委員)

税目によっては、名目上の納税義務者の負担にとどまらず、転嫁されることもある。法人の課税に関しては、かなり転嫁されていると思う。だから、法人に課税しすぎるのは、あまり良いことではないと思っている。

(座長)

中間とりまとめは、今までの議論の内容で、意見が異なるところは両論併記という形で、整理していく。何らかの結論を出すというよりは、今までの議論で示された考え方や検討の視点などを中心にまとめていき、議論の特徴や主要な考え方を浮かび上がらせることになると思う。